

令和2年度 入札契約制度の変更について (お知らせ)

高槻市総務部契約検査課 TEL072-674-7502

水道部総務企画課 TEL072-674-7952

令和2年度の入札契約制度の主な変更点についてお知らせします。

1 主任技術者及び現場代理人の兼任配置と常駐義務の緩和について

令和2年4月1日以降に高槻市と契約締結する建設工事（水道部を含む）の、主任技術者及び現場代理人の兼任配置と常駐緩和について、次の表のとおりとします。

主任技術者及び現場代理人の兼任配置と常駐義務の緩和基準一覧表 (1件あたり)

予定価格	主任技術者	現場代理人
2,500万円未満	兼任可	兼任可
2,500万円以上	専任	専任・常駐

○主任技術者の配置について

(1) 兼任対象工事（予定価格2,500万円未満）

- ・ 兼任とは、当該工事の他の職務もしくは他の工事現場に係る職務を兼ねて従事することをいいます。
- ・ 第1希望登録業種のみを対象とします。
- ・ 第2希望登録業種及び登録業種の制限を付さない案件は、専任配置となります。
- ・ 主任技術者が兼任できる件数は2件までです。ただし、専任配置を必要とする工事の主任技術者として配置されている場合は兼任できません。
- ・ 主任技術者は、同じ工事の現場代理人を兼任することができます。
- ・ 契約後に請負金額の増額変更があり、法令で定める専任を要する額を超えた場合は、専任配置とします。

(2) 専任対象工事（予定価格2,500万円以上）

- ・ 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務のみに従事することをいいます。
- ・ 別工事の主任技術者として配置されている場合は、配置できません。
- ・ 主任技術者は、同じ工事の現場代理人を兼任することができます。
- ・ 契約後に請負金額の減額変更があった場合についても、専任配置とします。

○現場代理人の配置について

- ・ 予定価格2,500万円未満の建設工事について兼任することができます。
- ・ 安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難でなく、監督員と常に携帯電話等で連絡が取れる場合は常駐義務を緩和します。
- ・ 現場代理人が兼任できる件数は2件までです。ただし、兼任する場合は各々の工事に連絡員を現場常駐させ、常時連絡が取れるようにしなければなりません。
- ・ 常駐させる連絡員は、工事内容を把握している者であれば、下請業者の職長等でも可とします。
- ・ 現場代理人は、専任配置を必要とする他の工事の主任技術者として配置されている者であってははいけません。

○主任技術者及び現場代理人の兼任届について

- ・ 他の工事と兼任する場合は、契約締結時に契約検査課（水道部案件は水道部総務企画課）に兼任届を提出して下さい。

2 改正民法への対応を図るため契約約款を改正します

令和2年4月1日以降に高槻市と契約締結する建設工事・土木設計・建築設計（水道部を含む）に係る契約書のうち、下記のポイントについて改正します。

（1）譲渡制限特約（請負代金を第三者に譲渡することを制限する特約）について

- ・ 改正民法において、譲渡制限特約が付されていても債権（請負代金）の譲渡は妨げられないと規定されたことについて、契約書の譲渡制限特約は現行どおり維持します。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではないこととします。

（2）契約の解除について

- ・ 改正民法において、解除権が催告解除（発注者から契約相手方への通知後の解除）と無催告解除に分けて規定されたことを踏まえ、契約書においてもこれに合わせた条文とします。

（催告解除の一例） 例えば、業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき、あるいは、指定期日以内に業務を完了しないときが挙げられます。

（無催告解除の一例） 例えば、契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき、あるいは、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約した目的を達することができない場合で、その時期が経過したときが挙げられます。

（3）契約不適合責任（旧・瑕疵担保責任）について

- ・ 改正民法において、「瑕疵」の文言が「契約の内容に適合しないもの（契約不適合）」に改められ、その場合の発注者の権利として履行の追完請求権（契約の目的物の補修、代替物又は不足分の引渡しを請求する権利）、と代金の減額請求権が規定されたことを踏まえ、契約書についてもこれに合わせた条文とします。
- ・ 契約不適合責任の担保期間については、改めて契約書にて定めます。

3 建設工事に係る契約保証金納付の取扱いを変更します

令和2年4月1日以降に高槻市と契約締結する建設工事（水道部を含む）のうち、予定価格130万円超の全ての案件について、請負代金額の10%相当額（低入札価格調査対象案件については20%相当額）の契約保証金を納付していただくこととします。

その他のお知らせ

4 電子入札システム Windows7の利用停止について

大阪地域市町村共同利用電子入札システムは、令和2年8月17日（予定）に新方式電子入札システムに切り替わります。

新方式電子入札システム切替後、Windows7では電子入札システムは利用できません。

現在、Windows7を使用して大阪地域市町村共同利用電子入札システムをご利用の方は、推奨環境としているWindows10、Windows8.1への速やかな移行をお願いします。

5 制限付一般競争入札の発注予定

公 告 日		
4月	3日(金)	10日(金)
	24日(金)	
5月	8日(金)	22日(金)
6月	12日(金)	
7月	3日(金)	17日(金)

公 告 日		
8月	7日(金)	21日(金)
9月	4日(金)	18日(金)
10月	9日(金)	30日(金)
11月	13日(金)	
1月	8日(金)	

※公告日を変更・追加する場合は、市ホームページにてお知らせします。

公表時刻は午後5時を予定しています。市ホームページのメニュー「入札・契約」で公表するほか、契約検査課掲示板、法務ガバナンス室行政資料コーナーでもお知らせします。

6 手持ち工事数の制限と申込みできる件数の制限

※手持ち工事数の制限と申込みできる件数の制限に変わりはありませんが、技術者を兼任配置できるようになったため、落札可能件数が増えます。

(1) 手持ち工事数の制限

手持ち工事数の制限は、最高3件（準市内業者は1件）です。

手持ち工事とは高槻市が発注した工事（水道部を含む）で、本年度の市内・準市内業者を対象とした制限付一般競争入札において、落札した案件（契約手続中、低入札価格調査中及び共同企業体受注を含む）で、かつ、完成検査の完了していないものとしてします。

※「手持ち工事数」及び「申込みできる件数」の判断基準日は、開札日現在です。

（技術者の配置に係る判断基準日も開札日現在です。）

(2) 申込みできる件数の制限

同一公告日に発注する案件において、申込みできる件数は、手持ち工事数の制限と合わせて次の表のとおりです。なお、技術者が配置できる範囲に限ります。

また、市内業者の第2希望登録業種については、最大で1件となります。

【同一公告日に申込みできる件数】

手持ち工事数	市内業者	準市内業者
なし	第1希望・第2希望（1件のみ）合わせ 3件	第1希望・第2希望いずれか 1件
1件	第1希望・第2希望（1件のみ）合わせ 2件	申込みできません
2件	第1希望・第2希望（1件のみ）合わせ 1件	
3件	申込みできません	

※共同企業体結成を条件にした契約案件は、代表者及び構成員を問わず、それぞれ1件カウントします。

(3) 測量・建設コンサルタント等業務委託に係る制限付一般競争入札については、市内、市外業者とも(2)表の市内業者が申込みできる件数を準用します。

(4) 市内・準市内の制限を付さない建設工事に係る制限付一般競争入札については、手持ち工事数及び申込みできる件数の制限を適用しません。

(5) 令和2年度からの新規業者は、令和2年度の制限付一般競争入札に参加することはできません。

押さえておくべきポイント

- 手持ち工事がある場合は申込みできる件数が減ります。
- 第2希望の申込みは1件のみです。
- 開札日と検査完了日が同一日の場合は手持ち工事となります。
- 契約検査課案件及び水道部案件が対象となります。
- 共同企業体構成員も対象となります。
- 指名競争入札案件は対象となりません。